

記入例

/ 入力者

入力 / 入力者

ConNo

社会福祉法人前橋市社会福祉協議会長 様

令和 6 年 4 月 1 日

令和 6 年度 サロン活動助成金交付申請書

1. 団体・代表者および連絡先の情報

団体・活動の代表者 ※必ず記入してください			
活動する地域の自治会名	前橋町自治会		主体となる団体名 前橋町自治会 サロン運営委員会
代表者氏名	(フリガナ)	マエバシ タロウ	代表者所属 <input type="checkbox"/> 自治会関係者 <input type="checkbox"/> 老人会 <input type="checkbox"/> 民生児童委員 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 保健推進員 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (元民生児童委員)
	前橋 太郎		
代表者住所	〒371-0017前橋市日吉町2-17-10前橋市総合福祉会館3F 前橋市社会福祉協議会		TEL 027-237-1142
			FAX 027-219-0337

<input checked="" type="checkbox"/> 上記希望する場合のみチェックして記入	希望する場合のみチェックして記入		
氏名	(フリガナ)	マエバシ ヨシコ	
	前橋 良子		
住所	〒371-0017 前橋市日吉町 2-17-10 前橋市総合福祉会館 3F 前橋市社会福祉協議会事務所		
TEL	027-237-1142	FAX	027-219-0337

<input checked="" type="checkbox"/> E-mail希望する場合のみチェックして記入	希望する場合のみチェックして記入		
E-mail アドレス	info@mae-shakyo.or.jp		
Email への送付希望をされた方へ 上に記載いただいたアドレス確認のため chiiki@mae-shakyo.or.jp 宛に 町名・団体名・氏名 を記載したメールを送信して下さい。			

記載情報に変更があった場合は、前橋市社会福祉協議会(TEL027-237-1142)までご連絡ください。

2. 申請金額および助成振込先

申請するサロン数	配分額 (1 サロン)	申請合計	申請するサロン数×30,000 円で計算
1 箇所	× 30,000 円	= 30,000 円	1 座名フリガナが表記されている紙面) 添付必須

3. 収支予算内訳 ※総会資料等、別途添付の場合は記載不要

収 入		項目	予算額	支 出		項目	予算額
収 入		前橋市社会福祉協議会	30,000 円	支 出		茶菓子代	34,800 円
		自治会助成交付金	20,000 円			消耗品費(消毒・紙コップ)	20,600 円
		参加費収入	30,000 円			印刷費	23,200 円
		その他の収入	10,000 円			サロン傷害補償	3,900 円
			円			雑費	7,500 円
		合 計	90,000 円			合 計	90,000 円

収支合計は必ず同じ額に

4. 活動の情報

ふれあい・いきいきサロンの概要			
サロン名	前橋町ふれあいサロン		
開催場所名称	前橋町公民館（前橋町10-10）		
実施日	年間 <u>10</u> 回 固定日 <u>毎月10日</u> その他 <u>8・1月は休み</u>		
実施時間	午前 10:00～午前 11:30		
対象者	原則65歳以上の住民、子ども・障害をお持ちの方も参加可能		
担い手	自治会関係者・民生児童委員・老人会・保健推進員・ボランティア その他（食生活改善推進員・生涯学習奨励員）		
1回あたりの参加人数	参加者 <u>20</u> 人 担い手 <u>10</u> 人 その他 _____ 人		
参加費	<u>あり</u> <u>100</u> 円/1回 ・ その他（ _____ ） ・ なし		
サロン年間活動計画 ※別途添付の場合は記載不要			
4月 X日	前橋町公園お花見	10月 X日	老人会と合同企画
5月 X日	お茶のみ・体操	11月 X日	健康講座
6月 X日	健康講座	12月 X日	お茶のみ・体操
7月 X日	お茶のみ・体操	2月 X日	お茶のみ・体操
9月 X日	老人福祉センター	3月 X日	健康講座
【その他】サロンで好評だった内容等ございましたら、ぜひお聞かせください。			

申請にあたっての注意事項

- （1） サロン活動の新規助成金申請の際には、前橋市社会福祉協議会まで事前にご相談ください。
- （2） 町社協がサロン・見守り活動を実施する場合は「町社協運営費助成」に当事業と同等の助成交付内容が含まれています。重複して申請することはできません。
- （3） 「4.活動の情報」へ記入いただいた情報は、活動周知のため、前橋市社会福祉協議会のホームページおよびまえばしハツラツマップへ掲載させていただきます。
- （4） 円滑な活動支援のため、市社協各部署および行政機関、相談支援機関（地域包括支援センター・相談支援事業所・自治会・民生委員児童委員等の地縁団体）に代表者または担当者の連絡先を共有する場合があります。